地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年12月25日

横浜市契約事務受任者 教育次長

- 2 履行(納品)場所 南区蒔田町1020番地 蒔田小学校
- 3 契約日令和5年6月2日
- 4 履行期限 令和5年10月31日
- 5 契約金額 6,450,805円
- 契約の相手方(名称及び所在)横浜市泉区上飯田町2438-4株式会社港薬品造園 代表取締役 藤白 幸一
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 学校敷地内にて倒木が発生したことにより、その倒木処分と、斜面に残っている危険木 についても更なる倒木を防ぐための対策が速やかに必要であったため。
- 8 契約の相手方の選定理由 災害協力事業者名簿の中から、迅速に対応可能な有資格者を選定した。
- 9 所管課 教育委員会事務局 教育施設課